

枚方市訓令第 7 号

枚方市保有個人情報安全管理規程等の一部を改正する訓令

(枚方市保有個人情報安全管理規程の一部改正)

第1条 枚方市保有個人情報安全管理規程（平成30年枚方市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第6条第2項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項」に改める。

第2条中「における」を「において、次の各号に掲げる」に、「枚方市個人情報保護条例の」を「当該各号に」改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報の保護に関する法律第2条第1項各号のいずれかに該当する個人に関する情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第2条第2項に規定する公文書に記録されているものに限る。
- (2) 実施機関 枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年枚方市条例第33号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(枚方市電子計算組織管理運営規程の一部改正)

第2条 枚方市電子計算組織管理運営規程（平成10年枚方市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「（枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）」を削り、「同条例及び枚方市個人情報保護条例施行規則（平成29年枚方市規則第67号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づく命令並びに枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年枚方市条例第33号）及び枚方市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年枚方市規則第 号）」に改める。

(枚方市事務決裁規程の一部改正)

第3条 枚方市事務決裁規程（平成2年枚方市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1表(1)表24の項中「非開示」を「不開示」に、「枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第15条第1項第7号又は第8号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項第6号又は第7号（ロに係る部分を除く。）」に改める。

(枚方市内部通報制度運用規程の一部改正)

第4条 枚方市内部通報制度運用規程（平成21年枚方市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から25の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次の5項を加える。

- 25 東部大阪都市計画茄子作高田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成30年枚方市条例第4号）
 - 26 枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成30年枚方市条例第28号）
 - 27 東部大阪都市計画枚方市駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年枚方市条例第22号）
 - 28 東部大阪都市計画藤阪南町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和2年枚方市条例第4号）
 - 29 東部大阪都市計画東田宮山之上地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和2年枚方市条例第45号）
- （枚方市文書取扱規程の一部改正）

第5条 枚方市文書取扱規程（平成31年枚方市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第34条第5項第4号中「枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第23条第1項に規定する開示等請求」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求若しくは同法第98条第2項に規定する利用停止請求」に、「枚方市情報公開条例第10条第1項」を「同条例第10条第1項」に、「枚方市個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等」を「同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは同法第102条第1項に規定する利用停止決定等」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（枚方市内部通報制度運用規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年枚方市条例第33号）附則第2項の規定による廃止前の枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）に係る枚方市内部通報制度運用規程第2条第1号に掲げる通報については、なお従前の例による。